

後期高齢者医療保険料と介護保険料について

お問い合わせ 税務課 収納管理係 ☎ 0986-76-8804

後期高齢者医療保険料と介護保険料について説明します。

【後期高齢者医療保険料】

◎対象となる方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳で一定の障がいのある方

◎納付の方法

年金から天引きされる特別徴収と、納付書や口座振替により納付する普通徴収があります。

◎特別徴収となる方

- ・年金額が年額18万円以上の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える方
- ・年度途中で保険料が変更になった場合（など年度途中で資格取得・喪失された方）

◎普通徴収となる方

- ・特別徴収ができない方（年金額が年額18万円未満の方・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超えない方）

※特別徴収に該当する方でも、年度途中で年齢到達された方や転入・転出があった場合は、その年度（場合によっては翌年度途中まで）は普通徴収となり、納付書で納めることとなります。75歳になる方は誕生日3か月以上前に、口座振替の手続きを金融機関で済ませると、納付書で納めなくて済むようになります。

【介護保険料】

- ・介護保険料は40歳から64歳までは医療保険料とあわせて徴収されます。65歳になると個人ごとに納めることとなりますが、納付方法は後期高齢者医療保険料と同じで、年金からの特別徴収と納付書などで納める普通徴収があります。

◎特別徴収となる方

- ・年金額が年額18万円以上の方

◎普通徴収となる方

- ・年金額が年額18万円未満の方
- ※特別徴収の方でも、年度途中で65歳になった方や、保険料が変更になった場合は、一定の期間普通徴収となり納付書で納めることとなります。後期高齢者医療保険料も介護保険料も、年齢到達時は年金からの特別徴収とはならないので納付書などで納付をお願いします。65歳になる方は誕生日3か月以上前に、口座振替の手続きを金融機関で済ませると、納付書で納めなくて済むようになります。

■11月の納期について

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期医療保険料 5期

※口座振替を利用されている方は、11月30日に振り替えますので残高のご確認をお願いいたします。

国民年金のはなし

11月はねんきん月間です

【本 庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
 【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

日本年金機構では厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」としています。市民の皆さまに公的年金を身近に感じて、年金制度に対する理解を深めてもらうための取り組みを行っています。

また11月30日(いいみらい)は「年金の日」と制定されていますので、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせてみてはいかがでしょうか。

ぜひこの機会に「ねんきんネット※」を利用して、ご自身の年金記録の確認や年金受給見込額を試算してみましょう。

※ねんきんネットの利用には登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
11月13日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階 大会議室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。